

日帰り保険の概要

ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」「個人情報取扱説明書」も併せて必ずご確認ください。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（基本契約）	死亡保険金	保険証券（契約証）記載の行事に参加中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。 ④ 後遺障害保険金をお支払いしている場合には、既にお支払いした後遺障害保険金を控除した残額となります。	1. 次の①～⑩のいずれかによって生じたケガ ① 保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② けんか、自殺、犯罪行為 ③ 被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用し ての運転 ④ 脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤ 妊娠、出産、早産、流産 ⑥ 外科的手術（事故による傷害の治療を除く） ⑦ 戦争・革命などの事変や暴動 ⑧ 地震、噴火、これらによる津波 ⑨ 核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑩ ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動 ⑪ 自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転
	後遺障害金	保険証券（契約証）記載の行事に参加中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、死亡・後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	2. むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないもの など
	入院保険金	保険証券（契約証）記載の行事に参加中の事故によるケガが原因で、入院した場合 入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限り、④ 入院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをさせても入院保険金は重複してお支払いできません。	
	手術金	保険証券（契約証）記載の行事に参加中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、その傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍を、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。 ④ 1事故につき1回の手術に限り、⑤ 1事故につき1回の手術に限り。	
	通院金	保険証券（契約証）記載の行事に参加中の事故によるケガが原因で、通院（往診を含みます。）した場合 通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日分を限度とします。 ⑤ 1 通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをしても通院保険金は重複してお支払いできません。 ⑥ 2 入院保険金が支払われる期間中の通院に対しては、通院保険金はお支払いしません。	

用語の説明

被保険者：保険の対象となる方をいいます。

ケガ：急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

治療：医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

この保険では「地震・噴火、これらによる津波によるケガ」は、補償の対象となりませんのでご注意ください。

対象となる行事は

1日の参加者が20名以上の各種行事が対象となります。

（ご注意）被保険者の本来の職業として参加する行事など、行事（例：プロマラソンランナーによるマラソン大会等）の内容によっては、保険契約のお引受けができない場合もあります。詳しくは、弊社代理店または弊社にご照会ください。

ご契約方法

行事に参加する方（行事参加者）全員を被保険者としてご契約いただきます。一部の行事参加者を除外してご契約いただくことはできません。ただし、次の例のように、全行事参加者の一部として行事に参加する団体（行事参加団体）または複数の行事参加団体の行事参加者全員を被保険者としてご契約いただくことは可能です。
＜例＞東京都少年野球大会（行事）に参加する多摩地区少年野球連盟（行事参加団体）所属の参加者全員を被保険者とする契約。

名簿の提出に関して

「往復途上傷害危険補償特約」をセットしない場合には、保険金請求の際に参加者全員の氏名・年齢・性別が記載された名簿の提出が必要となります。

「往復途上傷害危険補償特約」をセットする場合には、ご契約時に参加者全員の氏名・年齢・性別が記載された名簿の提出が必要となります。

お申込みにあたって

このパンフレットは日帰り保険（行事参加者の傷害危険補償特約セット普通傷害保険）の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」もよくお読みください。また、詳しくは『日帰り保険（行事参加者の傷害危険補償特約セット普通傷害保険）』のしおり（傷害保険普通保険約款・特約）をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の徴収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがって弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

行事参加者の傷害危険補償特約セット普通傷害保険

		競技	バレーボール、 綱引き、大縄跳び、ドッジボール、卓球	リレーマラソンフル・ハーフ、軟式野球、 バスケットボール(3×3)	フットサル
1 名あたり	保険金額	死亡・後遺障害保険金額	1,690万円	830万円	626万円
		入院保険金日額	15,000円	4,000円	3,000円
		手術保険金	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍を、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。		
		通院保険金日額	5,000円	2,000円	1,500円